

「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」（令和4年11月30日付け事務連絡）に関する疑義照会について

通し 番号	照会内容（本文）	回答
1	当該事務連絡の記【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】に記載される「保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）」の「等」とは具体的にどのような事業を想定しているのか。	国において具体的に想定しているものではありませんが、各自治体において、保育所等以外での勤務経験をもって保育に係る一定の知識や経験を有すると判断された場合には、その対象として取り扱って差し支えありません。
2	当該事務連絡の記【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】に記載される「地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修」とは具体的にどのような研修を指すのか。	「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修の「地域保育コース」など、各都道府県知事において「保育に係る一定の知識を有する」ものとして認めることができる研修を指します。
3	今回の省令改正により、みなし保育士として勤務する看護師等は幼児の保育も行うことができるようになるのでしょうか。また、乳児の在籍数が0人の場合でも看護師等がみなし保育士として勤務することは可能でしょうか。	<p>みなし保育士として勤務する看護師が幼児を保育することは、省令で規定する</p> <p>① 保育士と合同で保育を行うこと ② 保育に係る一定の知識や経験を有すること</p> <p>の要件を満たす場合、法令違反には該当しません。</p> <p>要件を満たすかどうかについては、「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」（令和4年11月30日付け事務連絡）で示す留意事項等を踏まえ、適切にご判断ください。</p>